

令和3年度第2回草津市隣保館等運営審議会 議事録

日 時	令和4年2月22日（火） 午前10時30分から12時00分
場 所	キラリエ草津 4階 402会議室
出席委員	我孫子委員、伊藤委員、井上委員、内田委員、木村委員、崎山委員、佐山委員、清水委員、中川委員、丹羽委員、藤内委員、水谷委員、森川委員、保田委員
欠席委員	谷川委員、中西委員、畑委員、薬師寺委員、安居委員
事務局	総合政策部（人権政策課） 木村部長、岸本総括副部長、古川副部長、山本課長、伊藤係長、石松主査 教育委員会事務局（児童生徒支援課） 南川部長、作田理事、田中総括副部長、柴原課長、湯浅係長、明田専門員
傍聴者	なし

1 開会

事務局 ただいまより、第2回草津市隣保館等運営審議会を開催いたします。委員の皆様19名で、5名の方より欠席の報告をいただいております。

当審議会の規則により、半数以上の出席があれば、審議会として成立という規定がございます。本日、19名のうち14名の方にご参加いただいておりますので、成立していることをご報告いたします。傍聴につきましては希望者はございませんでした。

審議に先立ちまして、委員より、発言をしたい旨申し出がございました。

委 員 共有事項として、隣保館、まちづくりセンター、公民館の違いをお聞かせいただきたい。

事務局 隣保館は、もともとは貧困に苦しむ人々の生活支援を行うために設置された施設ですが、国において隣保館が同和行政の第一線機関として位置付けられ、本市においても、昭和45年度より社会福祉の増進や教育文化の振興を図るため、建設を進めました。こうした背景から、隣保館は同和問題や様々な人権問題の解決拠点であるとともに、貧困対策等の生活支援のための拠点といった二つの側面を有しております。

一方、まちづくりセンターは、住民によるまちづくり活動の拠点で、協働によるまちづくりを推進することを目的とした施設でございます。地域の活性化という観点では隣保館と共通した部分でございますが、隣保館には生活に係る相談業務であったり、教育支援に係る業務がありますが、まちづくりセンターにはこういった業務はございませんので、この点が違いとして挙げられます。

2 議題等

(1) 前回の審議会での指摘事項等について

会 長 資料次第に基づきまして会議を進めてまいります。では最初に、前回の審議会での指摘事項等について事務局より説明をお願いします。

事務局より隣保館等の認知率・参加率、隣保事業等の歴史にかかる訂正、教育集会所とは、について資料に基づき説明。以下、審議内容。

委 員 以前、民生委員させてもらっていたとき、地域に外国の方の子どもさんがいて、会館に直接、勉強を教えてもらえないかとお願ひしたら、12～3年前ですが、地域内の子どもでないと駄目と言われましたが、今は他学区の児童生徒にもオープンになっているということですね。(学びの教室について)

委 員 認知率と参加率の中で、地域によって状況が違うので、なるほどと思っ てみていたのですが、草津中学校区は、類似施設が多く存在することなどから、参加率が低くなっているとありますが、類似施設とは主にどんな施設を言っ ているのか

事務局 類似施設といたしましては今、まちづくりセンターであったり、市民総合 交流センター(キラリエ草津)などの施設を想定して記載させていただきました。例えば貸館を利用いただくなんて場合は、民でもされている施設がご ざいますし、いろんな講座の開催につきましても、公民館と同じような講座 を開催したり、民間のカルチャーセンターとかでも、同じような講座が開催 される場合もございますので、そういう意味で、ひょっとしたら競合が起こ って、利用率が下がっているのかなと推察しました。

委 員 隣保館等の認知率ですが、この考察が単純すぎると思うのですが、これは 現場の声を聞いての考察でしょうか。あくまで事務局としての考察なのか。

事務局 考察につきましては、あくまでも概略的な考察にとどまっております。現 地の意見をということでございますが、こちらのデータ自体が、平成30年 度に入権センターという施設で実施しました、市民向けのアンケートに基づ くものでございますので、ご理解いただけますと幸いでございます。

委 員 高齢者が多いから高いというような、ものすごく単純すぎると思ったので、 やっぱり周知不足が否めないなので、この認知率・参加率という部分について は、しっかりと分析をしていただきたいというのが私の意見です。

委 員 一番初めに委員が、隣保館等、まちづくりセンター、公民館との違いは何 かとありましたが、同時に隣保館と教育集会所について、共通点と相違点を しっかり押さえないと。教育集会所に関連しては、教育委員会が管轄され、

隣保館はもともと第二種の社会福祉法で、生活困窮者を前提にした福祉を中心にするると同時に、コミュニティという形で発展していきますが、もともとは同和対策事業の中で併設された経過があるわけです。そのこのところを整理して、今後の議論を進めていただけたらと思います。

委員 教育集会所の説明のところですが、背景で、ちょっと引っかけたのが、「差別の連鎖が繰り返されていた過去があった」と、今はないかのような言い方をされていたので、そういうふうに考えているのか、まず聞かせていただきたい。私はまだ残っていると思いますので。

特に聞きたかったのは、まず自主活動学級について、詳しく成果を報告いただきましたけれども、基本方針を受けてからといった書きぶりですが、この基本方針を出される前から如実に表れている部分だと私は考えています。

学びの教室につきましては、目的はわかるが、参加者実績が書かれてないので、そのあたりを教えていただきたい。

事務局 まず、差別の連鎖が過去のものであるかのようにみえるとおっしゃいましたが、教育委員会として、差別がすでになくなっていくという認識は全く持っておりません。現在も非常に見えにくくなっておりますけれども、厳しい差別があると認識しております。そのような中で、子どもたちの差別に負けない、仲間づくりに力を置いて自主活動学級を行っているところです。

続いて、基本方針を受けてからの成果のように見えるとのことですが、以前の自主活動学級は、半分は基礎学力の充実、もう半分が仲間づくりという二本立てでやってまいりました。基本方針を受けて、仲間づくりの時間を増やし、中身も充実させ、活動を行っているという意味でございます。

最後に、学びの教室への参加率でございますが、全参加者のうち、地域の児童生徒の参加につきましては8%でございます。

会長 重要な話なので、データをちゃんともらったほうがいいかなと思います。私は8%がちょっとショッキングでしたので、後でしっかり教えてください。会館や場所によってかなり違って来るかもしれませんので。

差別の連鎖は、今ももちろんあるという認識だとおっしゃったのですが、学力の問題、いわゆる高校進学率とか、今だったら大学進学率とか、そういう格差の問題を言っているのか。仲間づくりに関わるような形で、部落解放のための力量みたいなことを言っているのか、ちょっとわからなかったもので、また次の時に整理していただけたらと思います。

学力格差はデータを出そうと思えば出せるかもしれませんが、一方で児童生徒の貧困問題もぜひ、一緒に考えていただけたら私は勝手に思っているのですが。

(2) これまでの成果と課題について

会 長 それではもう一つのテーマ、これまでの成果と今後の課題について事務局より説明をお願いします。

事務局よりこれまでの成果と今後の課題について資料に基づき説明。以下、審議内容。

委 員 開かれた隣保館等に向けた相談事業の新たな展開とありますが、この新たな展開とは具体的にどういった展開ですか。

事務局 冒頭、委員からご発言があったように、いわゆる公民館、まちづくりセンター、隣保館の違いという意味で一番の強みでありますこの相談事業、いわゆる差別で苦しんでおられる方に一番寄り添えるスキルを持ち、かつ今まで経験的にいろいろな機関と連携をされ、いろいろな困りごと、悩み事を解決してきたという実績がございます。人権問題も多岐にわたっておりますので、障害のある方、LGBT、女性、子ども、高齢者など、広い間口にしてみてもどうかという意味の新たな展開として提案させていただいております。

会 長 相談事業も、基本的には地域の住民にしてきた事業で、今までも何かポロっと地域外から相談に来られたり、受けてきたりしたことはあるのですか。

事務局 今までも、困られた方の受入れはされています。ただ、我々も含めて、この隣保館の利用の仕方について、周知不足が否めないところが正直ございます。そういった意味から、ここに相談していいというふうにお気づきになられていない方に対して、非常に申し訳ないという認識でございます。

会 長 今まで対象地域の方々の相談業務を受けてきたけど、もっといろんな人が相談にきてもいいですよという方向性にしたいという、決して今までの相談業務をやめるというわけではないということですね。たくさん人が来たら行きにくくなるという問題はちょっと置いて、行政としてはそう思っているということですね。

事務局 はい。

委 員 この会議は隣保館をこれからどういうふうに運営していくかなので、私の意見はちょっとずれているかもしれませんが。

隣保館等と関係機関との連携というところで、資料に地域福祉相談体制と関係機関の連携とがあり、これからもっと開かれた連携を図るんだなど。人権に関する講座、集会は隣保館でされているし、まちづくりセンターでもいろいろ講座があり、だいぶ皆に行き渡っている。開催側からすれば。ただ皆さん来られてない部分もある。

隣保館には相談業務があり、公民館やまちづくりセンターとは、基本的に

は違うのかもしれませんが、一般市民が相談する場合、まちづくりセンターであれ隣保館であれ、どこに行ってもいいという体制にならないといけないと思う。14学区全部まちづくりセンターがありますので、隣保館でされている相談事業など、可能であれば、月に1回とか、出張する形でまちづくりセンターでも受けられるという体制をとったり、同時に、学びの教室は全市の子どもさんを対象にしていきますよと今動いています。まちづくりセンターにも同じ機能というかそういう体制ができないかと。隣保館4館では来れる地域が限定されています。せめて学区のまちづくりセンターなら誰でも行ける範囲に建っているので、月1回でもいいから有効に利用して、隣保館と同じことをできたら関係機関との連携が現実するのではと思っています。この審議会で地域センターのことを言うところではないかもしれませんが、そこも視野に入れ、本当に開かれた施設になっていくといいなと思います。

会 長 今の問題提起としては、まちづくりセンターの方にも相談業務を考えていただいた方がいいんじゃないかということですね。

資料の開かれた隣保館等に向けて相談事業の新たな展開ってところにそういう考え方も入れてはどうかという提案と受けとめてよろしいですか。

委 員 はい。

委 員 住民主体のまちづくり(1)－③隣保館と運営委員会の活性化の課題について、確かに運営委員会ではいろんな団体の長や役員が委員になっていただいているが意見が出てこない。なぜかという、隣保館のことを知らない方が多い。一般の施設でどんなことをやっているかは周知できていても、その目的等についてわかっていない方が多い。毎年、役員が代わったり、学習会みたいなものがないから意見が出しにくい状態になっていることも課題と思ったので、意見としては言わせていただきたい。

それから、資料右側の相談事業の新たな展開については、法整備からしても、相談事業の「強化」にしていきたいなというふうに思っています。開かれたという部分で、事務局の説明でも、幅広い利用者の活性化と言われましたけど、利用者が増えても心を開かなければ何も意味がないと思っていますので、私は心が開かれるという状態を望んでいます。

会 長 せっかくですので隣保館のことに詳しい外部委員さんもいらっしゃるので、よかったら何かありますか。

委 員 開かれたというその中身が、先ほどの事務局の説明からだ、連携先や、対応できる課題の幅を増やすとか、そういったことに対応させていきたいということだと思うのですが、例えば(3)－④の成果で、地元精通したNPOの利点を生かし、とありますが、この地元精通したNPOの利点って何かを考えると、地元住民のことを比較的他の団体よりは知っていることなどかなと思うので、その地域の課題を掘り出しやすいとか、そういう成果が出ているならそういうことだろうと思うのですが。教育の専門家が隣保館に配置されていたり、草津市は他と比べても職員が充実しているという印象。イメ

ージしているような課題に対応できるような体制がしっかり構築できていると今の時点で評価されてるのか、もう少しこういう要素を入れていったほうがいいというふうに総括されているのか。そのあたりを聞いてみたい。

あと、社会調査も精力的にされているという印象で、資料(3)－②にアンケート調査などから、と書かれています、参加された方とか、声を上げてくれた方以外の声を積極的に聞きに行くようにしたりとか、あるいは隣保館が独自に他の地域と比べて、こういう課題があるとかいう分析を主体的にしたりされているのか聞いてみたい。

事務局 総括的な評価の部分でございますが、指定管理に移って、早い施設で7年目、後の施設でも3年目、指定管理制度を進めてきましたが、行政の予算という障壁のもと、非常に工夫して事業を展開していただいているというのは間違いございません。

広がりという意味でどう評価するかといいますと、先ほど委員がおっしゃったように、小学校区、広くは中学校区まで手を広げ、意見交換、情報共有をする場を運営委員会という形でNPOにさせていただいていますが、報告会に終始してしまい、なかなか意見が出にくいという実情も正直あると聞いております。先生おっしゃるように、仕掛けづくりをどう展開していくか、委員の皆様のご意見をいただければという思いでございます。

アンケートにつきましては、母集団がどうしても全員というわけにはまいませんので、限られた統計上のデータになっております。

NPOにおかれまして、周知の幅を可能な限り工夫して、広げていただいているというのが今の現状で、SNSや、ホームページで事業を紹介するとか、会館だよりを月1回以上発刊いたしまして、それをポストインする範囲を適宜広げていたりとか、今できる範囲で周知も図っていただいております。

我々、行政も汗をかかないといけませんし、NPOの方にも、何か工夫といえますか、仕掛けといえますか、その周知の術をお伺いできればなどということ、この審議会にお諮りしたところでございます。

委員 補足するのはおかしいかなと思いますが、(3)－④の地域に精通したNPOという部分については、市の方から、地域で地域の隣保館を運営していきなさいという方向で、地域の中でNPOを立ち上げたらどうかと推進があり、勉強しながら地域住民が主体となって作ったNPOですから、その地域のことを一番よく知っているということになっています。

委員 まちづくりセンターのイメージが少し私の中に入っていないので、隣保館とどこが共通してどこが違うのか、明確じゃない。そこをまた教えていただきたい。

草津市隣保館条例と、草津市立教育集会所設置条例をベースに活動するということですよね。この隣保館条例は社会福祉法に基づく隣保事業の推進、福祉法の第二種では生活相談が非常に重要です。それから、集会所設置条例は、歴史的社会的理由というのが冒頭に入っている。教育集会所条例の歴史

的社会的理由と、学びの教室の全市的というところ。学力向上という問題と、差別に打ち勝ち、自らの尊厳、誇りを持つ、そういう品格として成長して欲しいという視点を、全市的な教育集会所に位置付けるのは、非常に難しい。そこが一番問題意識としてあり、これから議論していただけると思うのでその辺を少し考えていただきたい。

会 長 　　実は仲間づくりをどう考えるかがすごく大きくて、ある市は今はもう隣保館とか教育集会所はボロボロの状態、政治的な話になるのであんまり言わないほうがいいと思うんですけど、もう仲間づくりはほとんどできてなくて、子どもを集めることができなくなって、もう自分が部落の出身かどうかわからない状態になった。

　　部落問題は部落の出身者だけ頑張ればいって話ではなく、部落外の人にもっとこの問題をもっと考えてもらわないといけないのが仲間づくりで、一緒に考えようっていうね、味方を含めて仲間づくりの方向にどう持っていくかをどこの地域でも悩んでいる。

委 員 　　仲間づくりのコアにあるのはその地域の子も達だと思う。その地域の子も達も安心してその場に行ける状況っていうのを専門用語的には「ピアグループ」と言ったりしますが、お互いよくわかっている、気心知れたメンバーの中で、一緒に何でも相談できる、そういう場は絶対必要だと思います。それなしに、全市的に誰でも参加できますよとなると、逆に今までの仲間関係とは違う人がやってきて、どうすればいいのみたいな形になって、バランスがなかなか難しいところですが、結論として私が今考えていることは、両方必要という単純な話で、地域の子も達をコアとする学習会や仲間づくりの機会というのは必要だし、地域外の子も達とその地域の子も達も交流する場の両方必要と思っています。

　　資料の表に、(3)－②に住民ニーズとありますが、その住民ニーズがどういうところにあるのか。今日の成果と課題に関しては行政でまとめられたところなので、地元で精通したNPOが様々活躍されているとのことですが、いわゆる隣保館の対象地域の住民ニーズが一体どういうものなのか、もう少しわかるデータがあればもっと参考になるかなと思います。

会 長 　　アンケート調査というか、住民ニーズに関わる資料があれば、見せていただきたいと思います。

委 員 　　自主活動学級以外に、橋岡では、部落解放学習合宿というのを年2回開催しております。コロナ禍の前は、1泊2日で、5歳児から中学生まで泊まりで仲間づくりや、学校や家庭で味わえない子どもたち同士の仲間づくりをずっとやっていた。

　　私がびっくりしたのが、先生の話やいろんなビデオで見てみた上で、発表の場があるのですが、大人が差別していること自体がいけないことだと、大人でもなかなか言えないことを、子ども達も素直に言ったことです。こうした差別があれば、あかんよということを私はいえるようになったと、まだ9、

10歳の子どもが言ってくれたことに、この合宿の意義があると思いました。この合宿を50年近く続けているが、今の50歳ぐらいの人が今と昔と全然変わってないなど。

橋岡の場合、いわゆる地域の方が少ない。混住で95%が新しい方で約5%が地域の子どもという参加率です。これだけの参加率というのは、よその地域でもないのではないかと。我々自身、一番大きなポイントが、差別に負けない元気な子どもを作っていきたいというのが一つのねらいです。学習ではなく、家庭や学校ではできない味わいを勉強していただいて、自分自身が、子ども自身が、大人も同じなんですけども、勉強してよかったとなっていれば一番いいかなと、余談ですけど橋岡で実行、実践していることお話しさせていただきました。

会 長 何十年も努力を続け育ってきた今の20～30代の人たちが、そのふるさに対して、どういうふうに思っているか、人権の意識がどうなっているかということを知りたいなと思いました。

(3) 隣保館等と関係機関等との連携について

会 長 それではもう一つのテーマ、隣保館等と関係機関等との連携について事務局より説明をお願いします。

事務局より隣保館等と関係機関等との連携について資料に基づき説明。以下、審議内容。

事務局 資料については、市の内部と隣保館等との連携のみになっておりますので、記載のある内容以外に、今現在、連携しておられることがございましたら、お教えいただきたい。

例えばボッチャなどの練習場所として、会館の軽運動室を利用されているというようなことも聞かせていただいたりしています。

会 長 歴史的な経過として、隣保館で様々な交流をしてもらったり、貸室として利用してもらうときに、やっぱり人権ということでなかなか外に出にくいとか、利用しにくいとか、いわゆる公民館のようにぱっと行けるかという、そうではないみたいな方に、できれば利用して欲しいなというのが今の事例かなと思って聞いていたのですが、何かありますか。今、説明してくれたのは、すでに実施している連携内容ですよ。

事務局 はい、すでに実施している連携内容で、市外の関係団体と連携しているものがあれば、まず教えていただければと思っておりますし、今後、実施を検討する連携内容については、こういったことを考えて検討してはどうかということを記載させていただいております。

会 長 成果と課題を受けて、交流利用の活性化等と相談事業の新たな展開、教育

啓発のさらなる充実というテーマが議論のポイント案として出ていますが、この方向でしゃべること自体は皆さんオッケーですね。それで、こんなふうに進めたらいいとか、学習会が必要じゃないかとか、仕掛けをもうちょっと工夫したほうがいいんじゃないかとか、様々なことを出していただいたので、また事務局の方で議論をまとめてもらった上で、次回以降は、この開かれた隣保館に向けてという形の三つの議論のポイントで考えていくということだけを2回目の会議では、まとめたということによろしいですか。

委員 先ほど三つのテーマの、相談事業のところ、「新たな展開」ではなく、相談事業の「強化」という形で意見を言わせてもらったのですが、それは無理でしょうか。

委員 相談事業の「新たな展開」に「強化」付け加えていただきたい。教育の方も、かなりコロナの影響があって、変わってきています。オンラインで勉強する形がとられるようになりまして、また、相談に対しても、私ももとは障害者の団体ですので、今、国のほうでは、14人に1人が何らかの支援のいる、障害者、障害児と言われていています。障害福祉のことも知っている方に相談がしたいとか、そういう広がりには絶対出てくると思います。それに対しても、強化をしていただきたい。だから、「新たな展開」と「強化」の両方を入れていただきたいと思います。

会長 皆さん、どうもありがとうございます。最後の議題で申し上げました連携についてですが、すでに実施しているものであったり、今後、検討を考えているものが、悪く言うと、市の施設と隣保館等というような、ちょっと視野が狭いとか、世界感が狭い部分もありまして、今、このような形でいろいろな活動をされておられる皆様方にお集まりいただいていますので、次回の審議会までに、もし自分の活動している団体の中で、こういう連携ができるのではないかというようなことを、今一度、お考えいただいて、次回の審議会に、少しでもご教示いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局 議題の方については以上ですが、最後に事務的なお知らせがございます。次回の審議会につきましては、3月28日（月）14時から、草津市役所内の会議室で開催を予定しておりますので、追って書面でお知らせさせていただきますので、皆様ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上になります。本日はどうもありがとうございました。